

障第530号
令和5年7月19日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者

} 様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

食中毒警報の発令について（今年2回目）

日頃は県内の障がい福祉施策の推進にご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

標記の件につきまして、岐阜県健康福祉部生活衛生課から別紙のとおり通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、貴法人各施設等において、食品の取扱い等には十分注意していただき、食中毒防止対策を図っていただきますようお願いいたします。

また、貴法人各施設等において食中毒が発生した場合は、「岐阜県社会福祉施設等内における食中毒・感染症等初動マニュアル」に規定する報告様式により、速やかに県事務所福祉課（県保健所）を經由して障害福祉課宛てご報告いただきますようお願い申し上げます。

○県ホームページ

「岐阜県社会福祉施設等内における食中毒・感染症等初動マニュアル」掲載ページ

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/13259.html>

所属	障害福祉課 事業所指導係		
係長	若原	担当	原
電話	058-272-1111 内 3492		
FAX	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		